平成２８年（フ）第１２３８号
横浜市磯子区岡村３丁目３番９号
債務者　小島　一恵
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１６号
横浜市神奈川区神大寺１丁目21番18号　神大寺ハイツ205号
債務者　堀川　孝輔
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３９９号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木の国ハイツ　401号
債務者　和田　義一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５１４号
大阪府茨木市郡５丁目13番17号　ラークヒル301号、前住所大阪府茨木市上穂積１丁目４番33―114号
債務者　井田　誠
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０６号
大阪府豊中市大黒町１丁目５番３号、前住所大阪府箕面市牧落１丁目10番41号（10号）
債務者　朝　由知
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３号
釧路市喜多町８番18号　中田ハイツ　２階１号室
債務者　名嶋　和智
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
北海道旭川市東光６条１丁目５番５号
債務者　山本あけみ
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２５号
北海道旭川市東８条２丁目２番４号　ホワイトマンションＢ２号室
債務者　田中　秀美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２７号
北海道旭川市東光11条４丁目３番３号　カーサパウリスタ２Ｆ205号
債務者　田口　孝子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８号
北海道旭川市東光10条１丁目４番19号　ジュネスＡ205号室
債務者　田口　健
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
長崎県佐世保市世知原町栗迎108番地　世知原中央住宅Ｂ棟103、前住所長崎県佐世保市棚方町650番地４
債務者　大窪ゆかり（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
長崎県佐世保市天神４丁目９番11号、前住所長崎県佐世保市天神４丁目10番30号　シミズハイツ１Ｆ
債務者　松尾　正子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
長崎県佐世保市原分町681番地　１Ｆ、前住所長崎県佐世保市陣の内町869番地39　アートインフェアリーハウス105号
債務者　成清　功
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
栃木県宇都宮市細谷町654番地４　県営宝木住宅12号棟22号室
債務者　菅又久美子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８５号
岡山市中区門田本町１丁目４番６号
債務者　倉田　京子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部